

報告事項（１） 市立恵那病院再整備事業について

平成 25 年度第 1 回恵那市景観審議会において審議した「市立恵那病院再整備事業について」において、周辺緑地の計画についてご意見を多くいただきました。

前回の審議会から、周辺緑地の整備計画について具体的な案を作成したので、その案について報告させていただくものです。

報告事項（２） 恵那市景観まちづくりワークショップについて

平成 25 年度第 1 回恵那市景観審議会において報告した、恵那市景観まちづくりワークショップ（中山道・武並神社周辺）について、前回の会議からの経過を報告させていただくものです。

審議事項（１） 景観計画に規定する届出について

（凡例：法 | 景観法、条例 | 恵那市景観条例）

１．現在の手続きの流れ

景観計画に基づく行為の届出は、平成 24 年 10 月 1 日から開始しました。

行為の届出は、景観計画に規定する届出を要する行為に該当するものを行おうとする者が、着工の 30 日前までに恵那市に届け出ることとされています（法 18①）。

行為の届出に記載された内容が景観計画に適合しないときは、恵那市長は助言・指導し（条例 15②）、又は勧告を届出の受理日から 30 日以内に行うことができます（法 16③）。

なお、助言並びに指導又は勧告するにあたり恵那市長は、景観審議会又は景観アドバイザーの意見を聴くことができます（条例 15③・16）。

行為の届出が基準に適合していない場合であっても、届出の受理日から 30 日を経過した日以降に着手することができます（法 18①）。

行為の届出をしようとする者は、届出前に事前協議を行うことができます（条例 12②）。

２．課題が明らかになった事例

同年 11 月 12 日に届出られた櫻宮化学㈱の建物の新築について、色彩基準が基準に適合していませんでした。

市は、同月 22 日に櫻宮化学㈱に景観計画の説明など説明し、計画の変更等について協議したが、不調に終わりました。

協議を受け、景観アドバイザーでもある佐々木会長に 12 月 7 日に相談し、同月 10 日に助言しました。

上記は、届出制度が開始されて間もない時期であり、既に櫻宮化学㈱が計画を変更できる時期になかった事例です。

３．課題

景観法の規定では届出の受理日から 30 日を経過した日から着工できるため、届出を着工の 30 日前までに恵那市に提出することとなります。

しかし、30 日前では行為が工場など大規模なものである場合、実施設計の完了・資材の発注等がされており変更が容易でなく、助言、指導が出来ないことが明らかになりました。

また、30 日の間で恵那市景観審議会に意見を徴収する時間が無い場合の対応についても明らかでないため、時間が無い場合の対応などを明らかにする必要があります。

4. 手続きの改正案（別紙フロー図）

（1）事前協議の強化

- ①事前協議の時期を「容易に変更できる時期」とします。
- ②景観審議会・景観アドバイザーは、現在の制度では届出後に市から意見を求めることができますが、事前協議の段階で意見を求めることができますようにします。
- ③景観審議会に審査に関する部会を設け、景観審議会を開催する時間が無い場合に対応できる体制を作ります。部会での審査内容は審議会に報告します。

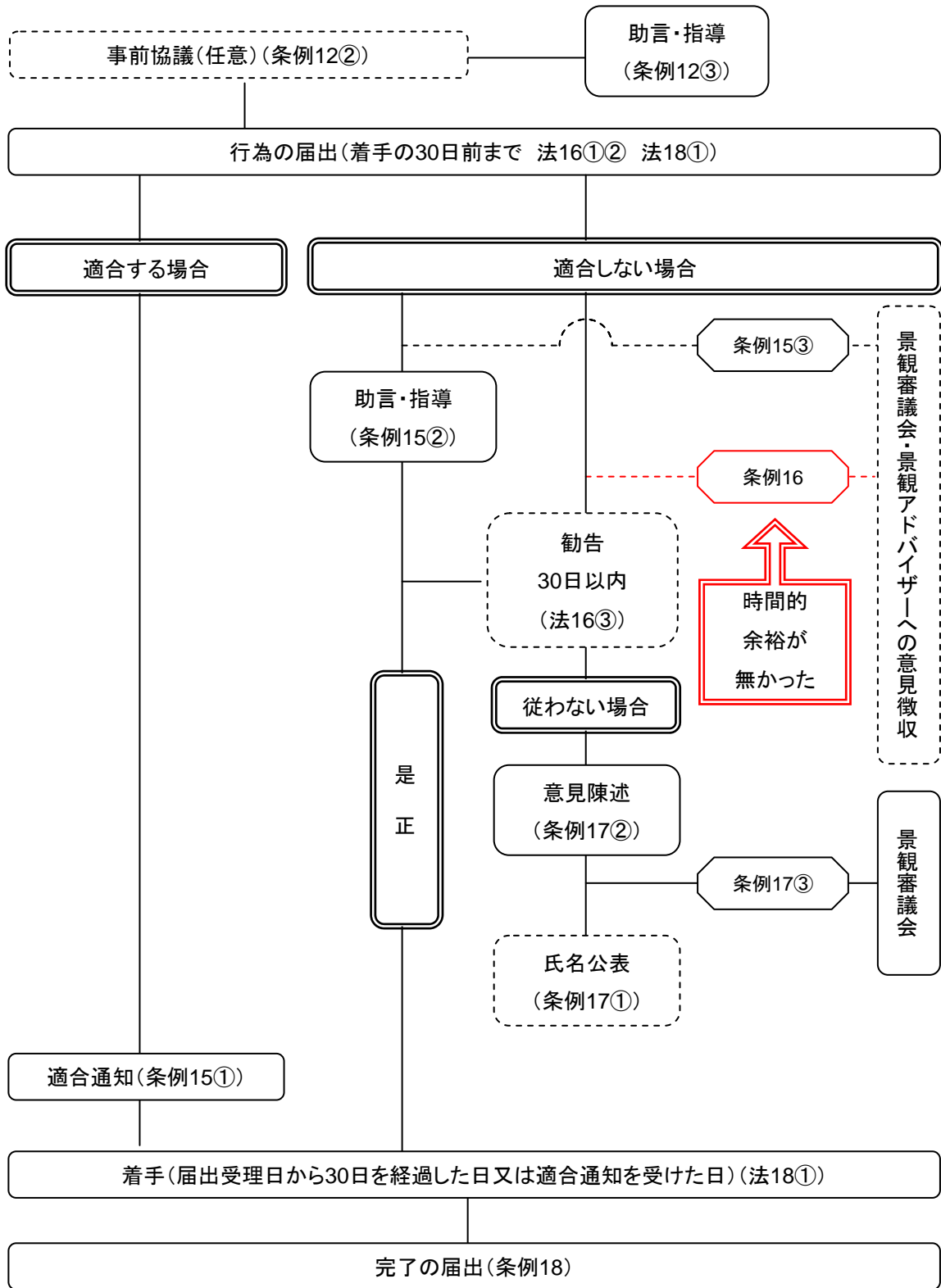
※事前協議を義務化することを含めて、景観審議会の意見を伺います。

（2）助言・指導・勧告のルール化

- ①助言・指導については、景観アドバイザーの意見を求めて行います。助言・指導の内容は景観審議会に報告します。
- ②勧告は①の内容を踏まえ、景観審議会の意見を求めます。時間が無い場合は部会に対応し、その内容は景観審議会に報告します。

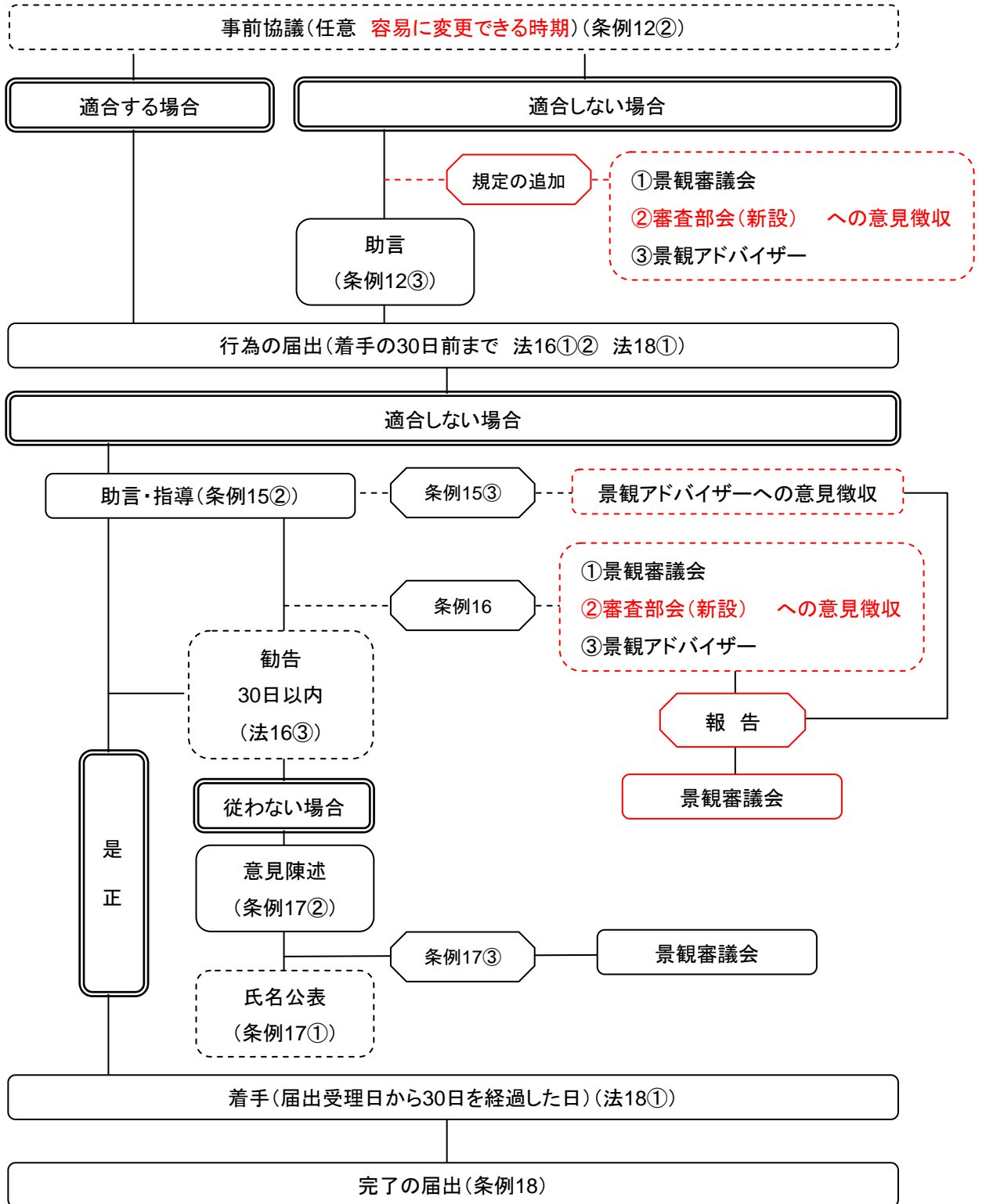
恵那市のフロー図(現況)

破線は任意手続き



恵那市のフロー図(変更後 事前協議および適合しない場合を抜粋)

破線は任意手続き



審議事項（２） 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に向けたアクションプラン （行動計画）について

1. アクションプラン（行動計画）について

良好な景観形成に資する重要な建造物を景観法に基づき景観重要建造物として、樹木を景観重要樹木として指定します（法 19①・28①）。

これらを指定するための手続きとして、アクションプラン（行動計画）を作成するものです。

なお、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物は、景観法より厳しい規制を受けるため指定の対象とはなりません。

2. 景観計画における指定の方針

道路や公共の場所から望見することができ、建造物・樹木それぞれの要件を満たすもので、所有者の同意を得たものを指定することとしています。

3. 指定までの流れ（別紙）

景観計画における地域別景観計画の中で、エリアごとに検討するワークショップにおいて意見のあった建造物又は樹木や窓口で募集したものについて、景観審議会でも景観重要建造物・樹木としてふさわしいかを事前審査します。

景観審議会でもふさわしいとされたものについて、所有者の同意を得ます。

所有者の同意を得られたものについて、景観審議会でも指定します。

また、恵那市でも候補とすべき建造物・樹木についてリストを作成し、住民からの意見が無いものであっても指定すべきものについて提案ができるよう対応します。

4. 指定後の支援

良好な景観を維持するため、景観重要建造物・樹木に指定されたものについては、次の支援を行います。

- ① 樹木の剪定に対する補助（数年に1回程度）
- ② グリーンドクターの派遣（必要に応じて市が判断する）
- ③ 耐震診断士の派遣（必要に応じて市が判断する）
- ④ 保存・管理するために必要な経費の助成

景観重要建造物・景観重要樹木の指定

目的と目標

(1) 景観重要建造物

景観重要建造物は、「建造物単体のもの」と「建造物周辺の環境を含めたもの」に区分して考えます。

はじめに、「建造物単体のもの」について考えます。たとえば「街中に孤立して立つ祠（ほこら）」などです。これらは周辺の景観が変化しても、それ自体の価値を維持することが可能なものです。

建造物単体で景観的な価値を有するので、周辺環境により整備内容は異なりますが、「建造物の適切な保護」が指定の目的となります。

次に、「建造物周辺の環境を含めたもの」について考えます。たとえば「神社や寺、住宅や資料館」など多くの建物が挙げられます。神社や寺の場合、建物の周辺には塔や石幢が置かれ、大きな木（御神木）や林に周囲が囲まれているなど、周辺の環境も建造物自体の価値に深く関わります。

このため景観的な価値を維持するためには、建造物だけでなく周辺の環境整備を地域住民に協力してもらうことが必要です。

建造物周辺を含めて景観的な価値を有するので、「建造物の適切な保護」だけでなく「敷地内・周辺の美化による風致の維持」が指定の目的となります。

神社や寺の場合、周辺の環境整備について具体的には次のものが考えられます。

- ①草木の管理（敷地内・周辺の草刈、木の剪定など）です。また、落ち葉の掃除や虫の駆除などもあります。
- ②ゴミの管理です。これについては、定期的な美化清掃が必要となります。
- ③来訪者をもてなす観光景観の創出や修景整備等があります。これは、四季を感じる緑や花（花壇）などの設置が考えられます。

住宅、資料館の場合、周辺の環境整備について具体的には次のものが考えられます。

- ①沿道の緑化、区間の電柱・電線類の整序、周辺のガードレールの美装化、道路の除草、路面舗装の修景、ゴミの管理など歩行者空間の景観整備が考えられます。
- ②周辺の建物の調和・連続性を考慮した色彩・素材・高さ・屋根の形態に対する景観誘導が考えられます。これには周辺住民の同意が必要となります。

景観重要建造物を指定することで、美しい景観を保全することが目標です。

(2) 景観重要樹木

景観重要樹木は、「樹木単体のもの」と「樹木周辺の環境を含めたもの」に区分して考えます。

はじめに、「樹木単体のもの」について考えます。たとえば「街中に孤立して立つ大きな木（桜や杉）」などです。これらは周辺の景観が変化してもその樹木だけで文化や歴史を感じられ、街のシンボルとして価値を維持することが可能なものです。

樹木単体で景観的な価値を有するので、周辺環境により整備が異なりますが、「樹木の適切な保護」が指定の目的となります。

保護に向けた日常的な管理として考えられるのは、清掃・除草、灌水などが挙げられます。その他にも、樹木の根元空間を活用して、街中に花壇を作るなど、街の緑化を促進することも考えられます。

次に、「樹木周辺の環境を含めたもの」について考えます。樹木だけでなく、周りのコケや草花、建物、田園など樹木周辺の環境が景観を形成する上で欠かせない要因の一部となっているものです。

樹木周辺を含めて景観的な価値を有するので、「樹木の適切な保護」だけでなく「樹木を守ることで、周辺の環境美化を図り、風致を維持すること」が指定の目的となります。

周辺の環境整備について具体的には、ゴミの管理や良好な日当たり、水辺、土壌、草木の管理などが考えられます。

周辺の環境整備に関しても、地域住民の協力が欠かせないので、周辺住民の同意を得る必要があります。

景観重要樹木を指定することで、美しい景観を保全することが目標です。

景観重要建造物・樹木 アクションプラン

1. 候補となる建造物・樹木

①地域別景観計画・行動計画作成（景観ワークショップ等）の過程で、参加者から意見があったものを（仮）候補とする。

②HP・窓口において、随時募集して応募のあったものを（仮）候補とする。

③景観審議会の事前審査

①、②で候補となった建造物・樹木について、景観計画で定める基準により恵那市景観審議会で審査し、正式な候補とする。

④市の手持ちリストの作成

手持ちリストは、地域協議会への意見徴収を基に市が調査し、手持ち資料として作成しておく。景観的価値が高いものについては、①や②の手順を踏まず市から提案も出来る。

2. 所有者の同意

事前審査により候補となった建造物・樹木の所有者へ指定後の管理義務（現状変更・伐採の制限など）や市の支援策などを説明し、指定について同意を得る。

3. 景観重要建造物・樹木の指定

景観審議会において指定する。

4. 建造物・樹木の管理

① 市は、指定された建造物・樹木の台帳を作成し、プレートなど設置する。

② 所有者は、管理者届を提出する。また、指定された建造物・樹木を改修・除却する場合は届け出る。

5. 支援

① 樹木の剪定に対する補助（数年に1回程度）

② グリーンドクターの派遣（必要に応じて市が判断する）

③ 耐震診断士の派遣（必要に応じて市が判断する）

④ 保存・管理するために必要な経費の助成

審議事項（３） 恵那市屋外広告物条例の制定に向けた検討について

1. 恵那市屋外広告物条例を制定する理由

恵那市は、屋外広告物について条例を設けていないため岐阜県屋外広告物条例を適用して運用しています。

恵那市は、平成 24 年 4 月から景観計画を策定し建物等について基準を設けていますが、屋外広告物については景観計画の基準が適用される範囲が狭いため、景観計画策定時においても屋外広告物を規制し、景観計画との整合を図ることが必要とされてきました。

景観計画と整合した屋外広告物の規制を設けることにより、景観の向上を図るものです。

2. 第 1 回屋外広告物部会の報告

第 1 回屋外広告物部会では、現在の規制内容、景観計画の基準を確認し、恵那市の制度について検討しました。

部会長には、岐阜県広告美術業協同組合 恵中支部長でもある渡邊委員にお願いしました。

①事務局案（基本方針）

岐阜県条例の規制内容をベースに景観計画の基準の表現を用いて規制し、色彩基準については、全域には適用しない。

景観計画における地域別景観計画の中で、エリアごとに検討するワークショップにおいて屋外広告物に対する規制を含めて検討し、地域の中で合意が出来たエリアを屋外広告物重点地区とし、色彩基準のほか意匠形態など、エリアごとに特色を持った規制を行う。

②部会意見（抜粋）

広告を業としている者でも景観に対する意識が高くなってきており、景観に配慮してデザインを 2 パターンくらいは持っている。景観計画の色彩基準を屋外広告物にも適用して良いのではないかと。

建築物と屋外広告物を比較して、建築物の方が規制が厳しい。同様の規制を持たなければ意味が無いのではないかと。

※上記のほか、看板の区分、更新時のチェック、面積計算の方法、基準の定量化等についてご意見をいただきました。

③部会方針

屋外広告物に対しても景観計画による色彩基準を適用する。

今回は、12 月ごろを予定しており、制度の概要版を提出することとしています。